

三鷹市内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金のご案内

公募期間

令和6年5月7日(火)

↓

令和6年8月30日(金)

※予算に達し次第、募集を終了する場合があります。

- 空調更新や照明LED化で省エネをしたい！
- システム導入によりデジタル化を図りたい！
- BCPを策定するための助言を受けたい！
- 新たな顧客開拓のためのHP・チラシを作りたい！
- 商談会や展示会に出展して受発注の促進をしたい！
- 店内・工場内のレイアウトを変えたい！
- 機械・備品の購入により生産性を高めたい！
- 新製品・新サービスの試作・開発をしたい！ など



省エネ化（LED化・脱炭素化）やデジタル化、新規販路開拓（HP制作・展示会出展等）、生産性向上等に要する経費などについて、最大**30**万円まで補助します。

※新製品・新技術又は新サービス開発に係る経費の場合は**100**万円。

昨年度好評につき、全体予算を拡大しました。本年度も「三鷹商工会」で実施します！

●補助金は誰が利用できるの？

対象者：三鷹市内で事業を営む市内中小企業等（法人又は個人事業主）が対象です。

（※前年度採択された補助事業者は、同一枠かつ類似した補助事業は対象外となります。）

●補助金の補助金額と補助率は？

下記いずれかの申請枠によって異なります。

※補助金の交付決定について

- ・下表内1～3枠を優先的に採択します。
- ・補助金の振り込みは、採択され、事業完了後・実績報告書の提出後となります。

申請枠	上限額	補助率	申請要件等
1. グリーン枠	30万円 ※	補助対象経費の 3分の2以内	省エネ化・LED化及び脱炭素化への対応や取組を促進する事業（CO ₂ 削減に資すると判断できるもの）
2. デジタル枠			DX(デジタルトランスフォーメーション)の取組を促進する事業で、デジタル人材の育成やシステム構築に係るもの
3. レジリエンス枠			サプライチェーン強靱化の備えとして、事業継続計画（BCP）の策定やリスクの備えに資する事業
4. 一般枠		補助対象経費の 2分の1以内	上記以外の事業活性化・販路開拓等に資するもの

※「新製品・新技術又は新サービスの開発のための調査・研究・企画に要する経費」の場合は上限**100**万円

●補助金の対象経費は？

申請枠ごとに異なりますが、下記のものが原則として「補助対象経費」となります。

分類	導入例	効果等
①機械、備品の購入、製作、リース及び設置等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジ、自動釣銭機、発売機等 ・ 特殊用途自動車類等 ・ 業務用調理器具類等 ・ 業務用厨房機器類等 ・ デジタルファブリケーション機器等 ・ LED 照明類等 ・ 業務用空調設備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算業務の自動化による時間短縮、顧客の回転率向上 ・ 輸送力の向上 ・ 仕込み時間・調理時間等の短縮、効率化 ・ 先端的なデジタル技術による効率化 ・ 省エネ化 ・ CO₂削減
②店舗レイアウト変更等に係る工事経費	店舗改修によるレイアウト変更等	作業スペースの確保や保管スペースの拡大
③ソフトウェア・情報システムの購入、構築等に要する経費	在庫管理、販売・顧客管理、診療予約管理、勤怠管理、会計・給与システム等	それぞれのシステム化・デジタル化による業務効率化
④新製品・新技術または新サービスの研究・開発のための調査・研究・企画に要する経費	・ 新製品製造のための試作品開発等	業務マニュアル作成やスキルの向上等による作業の効率化など
⑤特許などの工業所有権の取得申請に要する経費	特許取得に係る申請経費等	特許取得による権利の保護
⑥研修や専門家の助言等に要する経費（BCP策定等を含む）	人材育成・教育訓練・BCP策定の専門家謝金等	スキルの向上による作業効率化・BCP策定によるリスク管理
⑦広告宣伝（チラシ・パンフレット・HP等）や展示会出展などの販売促進、販路拡大に要する経費	販売促進に係る経費・HP作成・展示会出展に係る経費等	顧客獲得・売上向上に寄与

※ 1. グリーン枠は①～⑦、2. デジタル枠は①、③～⑦、3. レジリエンス枠は⑥、⑦、4. 一般枠は①～⑦がそれぞれ補助対象経費となります。

●補助金対象外経費は？

下記に該当するものは補助対象外経費となります。（その他の条件はHPをご確認ください。）

- ・ 交付決定日より前に契約、導入又は実施した経費
- ・ 同一対象経費について、国や三鷹市等の地方公共団体から補助金の交付を受けている経費
- ・ 本事業の趣旨に反する経費（汎用性のあるもの…PC、タブレット端末、複合機、消耗品類等）
- ・ 既に導入している設備等の維持管理費、更新料等に係る経費
- ・ 通常の事業活動に伴う経費（例:事務所賃料、水道光熱費、燃料費、賃金、交際費、通信費等）
- ・ 経費の算出が適正でないもの（事業とは関係のない経費、領収書等がないもの、福利厚生費用等）
- ・ 事務所の清掃費用等、施設の維持管理を目的とした経費
- ・ その他三鷹商工会長が不相当と認める経費

● 交付対象者は？

1	下表に当てはまる市内中小企業等（法人又は個人事業主 フリーランスも対象です。）			
		業種 (中小企業基本法 分類)	次のいずれかを満たすこと	
			資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員
	会社又は 個人事業主	製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
		卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業		5,000万円以下	100人以下	
小売業		5,000万円以下	50人以下	
会社以外の法人※		-	300人以下	
<p>※ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等、法人税法別表第2に規定する公益法人等のうち、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び社会福祉法人。</p>				
2	交付申請日時点において、継続して市内で事業を営んでいること。			
	【※市内に事業所を有していることの判断基準】			
●判断基準（○：交付対象、×：交付対象外）				
・【法人】市外に法人登記をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○				
・【法人】市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×				
・【個人】市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○				
・【個人】市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×				
3	次のいずれにも該当しないこと			
	(1) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者			
	(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者			
	(3) 三鷹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者			
	(4) その他三鷹商工会長が不適當と認める者			


● 申請に必要な書類は？

交付申請時及び実績報告時に提出する書類（必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。）

	書類名	種別	注意事項
交付申請時に必要な書類			
1	三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金 交付申請書（様式第1号）【共通】	原本	
2	三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金 事業計画書（様式第2号）【共通】	原本	補助事業の目的に沿うように、具体的に 記載してください。（ご不明な点がある方は、 経営相談窓口をご利用下さい。）

3	申請枠チェックシート・経費明細表 (様式3)【共通】	原本	
4	補助対象経費の見積書等	写し	見積書の場合は、日付・業者名・宛名及び金額が明記されているもの
5	補助対象経費の内容が分かる書類	写し	機器カタログ、パンフレット等(見積書等でわかる場合は不要)
6	確定申告書(直近事業年分のもの) 《法人》法人税確定申告書 別紙一 《個人》確定申告書 第一表	写し	税務署の収受印付きのもの。 ※電子申告の場合は受信メール通知の写し (但し、「受付日時」が印字されている場合は不要)
7	《法人》履歴事項全部証明書(発行後3か月以内) 《個人》開業届	写し	創業間もなく決算期を迎えていない場合のみ必要
8	市内に事業所があることが分かる書類	写し	※様式第1号の交付申請書裏面を参照のこと
実績報告時に必要な書類			
9	三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金 実績報告書(様式第7号)【共通】	原本	・必要事項を記入
10	三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金 事業報告書(様式第8号)【共通】	原本	・必要事項、アンケート回答を記入
11	経費支出に関する書類	写し	・領収書(領収年月日、業者名、宛名、金額、但書等の記載があること)の写し、請求書+支払ったことが確認できる書類の写し等
12	導入した設備等に関する書類	写し	・設備の写真、工事施工前後の写真、システム・ソフトウェア等を導入したことが分かる書類(納品書等)、専門家による指導を受けたことが分かる書類(業務完了報告書等)、研修を受講したことが分かる書類(受講証)等

●注意点及び申請先について

注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、事業が全て完了し、実績報告後の交付になります。 ・交付決定日(令和6年5月末より順次予定)より前に契約、導入又は実施した経費は補助対象外となります。 ・交付決定日から令和7年1月31日までが補助対象期間となります。対象日までに支払が完了しなかった場合は、交付対象外となりますのでご注意ください。
申請先	<p>提出書類一式を、下記へ郵送(簡易書留を推奨)又は窓口にて提出してください。</p> <p>【送付先】〒181-0013 三鷹市下連雀3-37-15 三鷹商工会 活性化補助金係 宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書は三鷹商工会で配布するほか三鷹市生活経済課(三鷹市役所第二庁舎2階)窓口や同商工会のホームページから入手できます。(右記QRコードより) <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>【お問い合わせ先】三鷹商工会 TEL: 0422-49-3111(平日9時~5時30分) メール: mitaka@shokokai-tokyo.or.jp</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>皆様からのご応募を お待ちしております</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>